

# 鳥取県私立幼稚園運営状況調査実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に係る調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 私立学校法、学校教育法等の関係法令及び関係通知により、私立幼稚園の認可基準の遵守状況、運営状況等について調査し、必要な指導助言又は指摘を行い、もって私立幼稚園の健全な発達に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における私立幼稚園とは、学校法人が設置した幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）をいう。

## (調査の実施)

第4条 調査は、年度ごとに年間調査計画、調査日程を様式第1号に定め、計画的に実地又は書面で実施するものとする。

2 調査の種別は次のとおりとする。

### (1) 実地調査

原則として3年に1回の周期で行う私立幼稚園への実地で行う調査

### (2) 書面調査

実地調査を行わない年において書面で行う調査

## (実施方法)

第5条 調査は次の方法により実施するものとする。

(1) 原則として実地調査の実施日の1ヵ月前までに学校の設置者に対して、調査日時その他必要な事項を通知する。

(2) 学校の設置者は、実地調査の7日前までに子育て王国課長へ調査調書を提出するものとする。

(3) 書面調査については、調査調書の提出期限の1ヵ月前までに学校の設置者に対して、通知する。

## (調査員)

第6条 調査員は、子育て王国課長が指定する職員が行うものとする。

## (調査事項)

第7条 調査は、別紙1又は別紙2に掲げる事項について実施するものとする。

## (報告)

第9条 調査員は、調査結果を子育て王国課長に報告するものとする。

(調査結果通知)

第10条 子育て王国課長は、調査結果を別紙1又は別紙2の指摘区分に応じて整理の上、様式第2号に指摘事項を記載し、学校の設置者に対して文書により通知するものとする。

2 前条の通知にあたり、学校の設置者から改善状況の回答を求めることができるものとする。

(回答書)

第11条 子育て王国課長は、調査結果通知で文書指摘した事項について、学校の設置者から改善状況を様式第3号の回答書を求めるものとする。

(再調査)

第12条 調査実施後、不明な点がある場合等、調査を再度実施する必要があると子育て王国課長が認める場合は、再調査を実施するものとする。

(調査結果の公表)

第13条 子育て王国課長は、調査結果から、指摘の多い事項、各私立幼稚園でも注意が必要な事項をまとめ、とりネットを利用して、インターネットへの掲載を行うものとする。

2 鳥取県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、個別の調査結果通知等について開示するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項がある場合は、その都度、子育て王国課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から適用する。

## 令和 年度私立幼稚園運営状況調査計画

子育て王国課

| 園名 | 種別 | 所在市町村 | 実地<br>調査 | 書面<br>調査 | 実施予定<br>年月日 | 調査員（予定） |
|----|----|-------|----------|----------|-------------|---------|
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |
|    |    |       |          |          |             |         |

※書面調査の場合は、実施予定年月日及び調査員を空欄とする。

令和 年度私立幼稚園運営状況調査に係る指摘事項等

| 調査園等      | 指摘事項   |
|-----------|--------|
| 【園名・調査日時】 | 【文書指摘】 |
| 【調査員】     | 【口頭指摘】 |
| 【立会者】     | 【助言事項】 |

令和 年度私立幼稚園運営状況調査結果に係る改善状況等の回答書

|         |  |
|---------|--|
| 園名      |  |
| 報告担当者氏名 |  |
| 連絡先     |  |

| 文書指摘事項 | 再発防止策、是正又は改善状況（計画）                                     |
|--------|--|
|        | <p>(1) 原因及び経緯</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>(3) 是正又は改善状況</p> |

- 注) 1 「文書指摘事項」欄は、様式第2号の文書指摘事項の全文を掲載すること。  
2 「再発防止策、是正又は改善状況（計画）」欄は、できる限り具体的に記載すること。  
3 再発防止策、是正又は改善状況がわかる関係書類を添付すること。

別紙1 私立幼稚園運営状況調査事項及び指摘区分【私立幼稚園】

| 調査事項                                 | 着 眼 点   | 指摘区分 |             | 関係法令  |
|--------------------------------------|---|------|-------------|---|
|                                      |   | 文書   | 口頭          |   |
| 1 非常災害等への備え                          | ○ 設置者は、園児の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。  |      | ○           | 学校保健安全法 第26条  |
|                                      | ○ 園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。                             |      | ○           | 学校保健安全法 第27条  |
|                                      | ○ 園長は、園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、設置者に対し、その旨を申し出ているか。         |      | ○           | 学校保健安全法 第28条  |
|                                      | ○ 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下、危機管理マニュアルという。）を作成しているか。                                   |      | ○           | 学校保健安全法 第29条  |
|                                      | ○ 園長は、危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。  |      | ○           | 学校保健安全法 第29条  |
|                                      | ○ 事故が発生する前に対策を講じるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の「学校事故事例検索データベース」や刊行物「学校の管理下の災害」等を活用して収集するとともに、園内で発生したヒヤリハット事例等について、職員間で共有しているか。 |      | ○           | 「学校事故対応に関する指針」の公表について（平成28年3月31日付27文科初第1785号文科省通知）                                |
|                                      | ○ 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（以下、「重大事故」という。）が起こった場合には、設置者に速やかに報告を行っているか。  |      | ○           | 「学校事故対応に関する指針」の公表について（平成28年3月31日付27文科初第1785号文科省通知）                                |
|                                      | ○ 重大事故及び救急搬送を要すると判断される程度の事故が起こった場合には、適切に県担当課へ事故報告を行っているか。<br>（第1報：原則当日（遅くとも翌日）、第2報：原則1カ月以内）                                 |      | ○           | 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和3年8月5日付第202100116346号鳥取県子育て・人財局子育て王国課長通知）              |
|                                      | ○ 重大事故のうち、園児の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断した事故については、学校事故対応に関する指針のとおり適切に基本調査を実施しているか。<br>（原則として3日以内を目途に、関係する全ての職員から聞き取りの実施等）          |      | ○           | 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（令和3年5月25日付3文科教第218号文科省通知）                           |
|                                      | ○ 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行っているか。                |      | ○           | 学校保健安全法 第29条<br>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（令和3年8月25日付厚労省・文科省・内閣府通知） |
| ○ 火災等の発生に備え、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか。 |   | ○    | 消防法施行規則 第3条 |   |

|               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
|               | <p>○ 浸水想定区域内の園は、浸水災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）を作成し市町村へ報告するとともに、計画通り訓練を実施しているか。</p> <p>○ 土砂災害警戒区域内の園は、土砂災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）を作成し市町村へ報告するとともに、計画通り訓練を実施しているか。</p> <p>○ 津波災害警戒区域内の園は、津波災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）の作成・訓練の実施を行うとともに、市町村へ報告しているか。</p> <p>○ 原子力災害対策重点区域に立地している園は、原子力災害に対する具体的な避難計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>○ 園外活動におけるお散歩ルート上の危険箇所の確認、送迎バス運行時の事故防止対策の確認、マニュアルの整備状況の確認を定期的実施しているか。</p> | ○ | 水防法 第15条の3  |
|               |   | ○ | 土砂災害防止法 第8条の2   |
|               |   | ○ | 津波防災地域づくりに関する法律 第71条  |
|               |   | ○ | 災害対策基本法 第7条<br>鳥取県地域防災計画  |
|               |   | ○ | 学校保健安全法 第29条<br>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（令和3年8月25日付厚労省・文科省・内閣府通知） |
| 2 園の職員        | <p>○ 職員は、必要な知識及び技能を修得、維持、向上しているか。</p> <p>○ 設置者は、上記のための研修の機会を確保しているか。</p>  | ○ | 教育基本法 第9条<br>鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）   |
| 3 園児を平等に取扱う原則 | <p>○ 園児の国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。</p>   | ○ | 教育基本法 第4条<br>鳥取県人権尊重の社会づくり条例  |

|              |  |                  |  |
|--------------|--|------------------|--|
| 4 虐待等の禁止     | ○ 職員は、園児に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。   | ○                | 学校教育法第11条<br>鳥取県人権尊重の社会づくり条例   |
| 5 衛生管理       | ○ 設置者は、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。<br>○ 園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定しているか。<br>○ 園長は、感染症にかかっている（疑い含む）園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医の診断、出席停止の指示、消毒などの適切な処置を講じているか。<br>○ 毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき、環境衛生検査を行っているか。<br>○ 設置者は、学校環境衛生基準に照らして園の適切な環境を維持しているか。   | ○<br>○<br>○<br>○ | 学校保健安全法 第4条<br>学校保健安全法 第5条<br>学校保健安全法施行規則第21条<br>学校保健安全法施行規則第1条<br>学校保健安全法 第6条 |
| 6 給食         | ○ 給食を実施している場合には、集団給食施設（20食程度／回以上）の設置者等が施設の所在地を管轄する保健所等に届出等を行っているか。   | ○                | 鳥取県食品衛生条例施行規則 第15条   |
| 7 健康診断       | ○ 年1回以上の定期健康診断を行っているか。<br>○ 健康診断は、6月30日までに実施しているか。   | ○<br>○           | 学校保健安全法 第13条<br>学校保健安全法施行規則第5条   |
| 8 備える必要のある帳簿 | ○ 園において備えなければならない表簿は整備されているか。<br>・学校に関係のある法令<br>・学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌<br>・職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表<br>・指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿<br>・入学者の選抜及び成績考査に関する表簿<br>・資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録<br>・往復文書処理簿<br>○ 以下の帳簿及び記録は、それぞれに定める期間保存されているか。<br>・園児の学籍に関する記録 20年間<br>・上記以外の帳簿及び記録 5年間 | ○<br>○           | 学校教育法施行規則 第28条<br>学校教育法施行規則 第28条   |



|           |  |   |  |
|-----------|--|---|--|
| 9 秘密保持    | <p>○ 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>○ 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p>   | ○ | 個人情報保護法 第21条   |
| 10 苦情への対応 | <p>○ 保護者等からの個人情報の取扱いに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。</p>   | ○ | 個人情報保護法 第35条   |
| 11 設備の基準  | <p>○ 以下の設備を有しているか。（認可時から変更されていないか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室</li> <li>・保育室</li> <li>・遊戯室</li> <li>・保健室（特別な事情がある場合は、職員室と兼用可）</li> <li>・便所</li> <li>・運動場</li> <li>・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ul> <p>○ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別しているか。</p> <p>○ 運動場の面積は、以下に定める面積以上あるか。</p> <p>学級数 面積（平方メートル）</p> <p>2以下 330+30×（学級数-1）</p> <p>3以上 400+80×（学級数-3）</p> <p>○ 園舎の面積は、以下に定める面積以上あるか。</p> <p>学級数 面積（平方メートル）</p> <p>1 180</p> <p>2以上 320+100×（学級数-2）</p> <p>○ 学級数及び園児数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具が備えてあるか。</p> <p>○ 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な施設を備えているか。</p> | ○ | <p>幼稚園設置基準 第9条</p> <p>幼稚園設置基準 第9条</p> <p>幼稚園設置基準 第8条</p> <p>幼稚園設置基準 第8条</p> <p>幼稚園設置基準 第10条</p> <p>幼稚園設置基準 第8条</p> |

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
| 12 職員       | ○ 園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置いているか。                                     | ○ | 幼稚園設置基準 第5条  |
|             | ○ 専任でない園長を置く場合は、前項の規定により置く教諭等のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置いているか。                             | ○ | 幼稚園設置基準 第5条  |
|             | ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれているか。   | ○ | 学校保健安全法 第23条                                       |
| 13 学級編制     | ○ 1学級の園児の数は、35人以下であるか。   | ○ | 幼稚園設置基準 第3条  |
|             | ○ 学級は、原則、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しているか。  | ○ | 幼稚園設置基準 第4条  |
| 14 教育時間     | ○ 教育時間は1日4時間を標準（年間の教育週数は、39週を下回らないこと）とし、園児の心身の発達程度、季節等を考慮し設定されているか。                                | ○ | 学校教育法 第37条<br>幼稚園教育要領                              |
| 15 教育の内容    | ○ 教育課程その他の保育内容については、幼稚園教育要領により行われているか。   | ○ | 学校教育法施行規則 第38条                                     |
| 16 保護者等への支援 | ○ 幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援を行っているか。        | ○ | 学校教育法 第24条   |
| 17 情報提供     | ○ 保護者及び地域住民との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の園運営の状況に関する情報を提供を行っているか。                                       | ○ | 学校教育法 第43条   |
| 18 評価及び公表   | ○ 教育活動その他の運営の状況について評価を行い、その結果を公表しているか。（自己評価）   | ○ | 学校教育法 第42条<br>学校教育法施行規則 第66条<br>学校教育法施行規則 第67条     |
|             | ○ 自己評価の結果を踏まえた当該園の園児の保護者その他の当該園の関係者（当該園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表しているか。                              | ○ |  |
|             | ○ 評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講じているか。   | ○ |  |
| 19 障がい児保育   | ○ 障がいのある園児などへの指導に当たっては、当該園児の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているか。                                 | ○ | 学校教育法 第81条<br>幼稚園教育要領                              |
| 20 アレルギー対応  | ○ アレルギー疾患を有する園児については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表等を活用しながら学校生活を安心・安全なものにするための取組を図っているか。 | ○ | 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの改訂について（令和2年4月30日付文科省事務連絡） |
| 21 暴力団等との関係 | ○ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。                                     | ○ | 鳥取県暴力団排除条例   |

※鳥取市(中核市)内の幼稚園型認定こども園については、別紙1で調査するものとする。

別紙2 私立幼稚園運営状況調査事項及び指摘区分【私立幼稚園型認定こども園】

| 調査事項 | 着 眼 点   | 指摘区分 |    | 県条例又は規則<br>関係法令   |
|------|---|------|----|---|
|      |   | 文書   | 口頭 |   |
| 区 分  |   |      |    | 条例…鳥取県認定こども園に関する条例の略<br>規則…鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の略<br>条数のないものは条例、規則ともに別表第1の項目 |
|      | ○ 設置者は、園児の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。  |      | ○  | 学校保健安全法 第26条  |
|      | ○ 園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。                             | ○    |    | 学校保健安全法 第27条  |
|      | ○ 園長は、園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、設置者に対し、その旨を申し出ているか。         | ○    |    | 学校保健安全法 第28条  |
|      | ○ 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下、危機管理マニュアル）という。）を作成しているか。                                  | ○    |    | 学校保健安全法 第29条  |
|      | ○ 園長は、危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。  | ○    |    | 学校保健安全法 第29条  |
|      | ○ 事故が発生する前に対策を講じるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の「学校事故事例検索データベース」や刊行物「学校の管理下の災害」等を活用して収集するとともに、園内で発生したヒヤリハット事例等について、職員間で共有しているか。 | ○    |    | 「学校事故対応に関する指針」の公表について<br>（平成28年3月31日付27文科初第1785号文科省通知）                      |
|      | ○ 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（以下、「重大事故」という。）が起こった場合には、設置者に速やかに報告を行っているか。  | ○    |    | 「学校事故対応に関する指針」の公表について<br>（平成28年3月31日付27文科初第1785号文科省通知）                      |
|      | ○ 重大事故のうち、園児の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断した事故については、学校事故対応に関する指針のとおり適切に基本調査を実施しているか。（原則として3日以内を目途に、関係する全ての職員から聞き取りの実施等）              | ○    |    | 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（令和3年5月25日付3文科教第218号文科省通知）                     |
|      | ○ 重大事故及び救急搬送を要すると判断される程度の事故が起こった場合には、適切に県担当課へ事故報告を行っているか。（第1報：原則当日（遅くとも翌日）、第2報：原則1カ月以内）                                     | ○    |    | 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和3年8月5日付第202100116346号鳥取県子育て・人材局子育て王国課長通知）        |
|      | ○ 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行っているか。                | ○    |    | 学校保健安全法 第29条  |
|      | ○ 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めているか。  | ○    |    | 条例 サービスの提供 12   |

|               |   |   |  |
|---------------|---|---|--|
| 1 非常災害への備え    | <p>○ 火災等の発生に備え、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか。</p> <p>○ 浸水想定区域内の園は、浸水災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）を作成し市町村へ報告するとともに、計画通り訓練を実施しているか。</p> <p>○ 土砂災害警戒区域内の園は、土砂災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）を作成し市町村へ報告するとともに、計画通り訓練を実施しているか。</p> <p>○ 津波災害警戒区域内の園は、津波災害に対する具体的な計画（利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練など）の作成・訓練の実施を行うとともに、市町村へ報告しているか。</p> <p>○ 原子力災害対策重点区域に立地している園は、原子力災害に対する具体的な避難計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>○ 園外活動におけるお散歩ルート上の危険箇所の確認、送迎バス運行時の事故防止対策の確認、マニュアルの整備状況の確認を定期的に行っているか。</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>消防法施行規則 第3条</p> <p>水防法 第15条の3</p> <p>土砂災害防止法 第8条の2</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律 第71条</p> <p>災害対策基本法 第7条<br/>鳥取県地域防災計画</p> <p>学校保健安全法 第29条<br/>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（令和3年8月25日付厚労省・文科省・内閣府通知）</p> |
| 2 園の職員        | <p>○ 職員は必要な知識及び技能を修得、維持、向上しているか。</p> <p>○ 園は、上記のための研修の機会を確保しているか。</p>   | <p>○</p> <p>○</p>                                     | <p>教育基本法 第9条</p> <p>規則 サービスの提供 10</p>  |
| 3 園児を平等に取扱う原則 | <p>○ 園児の国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。</p>   | <p>○</p>  | <p>条例 基本方針 4</p>   |
| 4 虐待等の禁止      | <p>○ 職員は、園児に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>   | <p>○</p>  | <p>条例 基本方針 5</p>   |

|                |  |   |   |
|----------------|--|---|---|
| 5 衛生管理         | <p>○ 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 設置者は、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定しているか。</p> <p>○ 毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき、環境衛生検査を行っているか。</p> <p>○ 設置者は、学校環境衛生基準に照らして園の適切な環境を維持しているか。</p>  | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>                            | <p>条例 サービスの提供 8</p> <p>○ 学校保健安全法 第4条</p> <p>学校保健安全法 第5条</p> <p>学校保健安全法施行規則 第1条</p> <p>○ 学校保健安全法 第6条</p>   |
| 6 給食           | <p>○ 満3歳未満の園児については、当該園内の調理室で調理されているか。</p> <p>○ 献立等について栄養士（他園、保健所、市町村等の栄養士を含む。）の指導を受けているか。</p> <p>○ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行っているか。</p> <p>○ 栄養並びに園児の心身の状況及び嗜好を考慮しているか。</p> <p>○ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>○ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。</p> <p>○ 給食を実施している場合には、集団給食施設（20食程度／回以上）の設置者等が園の所在地を管轄する保健所等に届出等を行っているか。</p>           | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>規則 サービスの提供 1</p> <p>規則 サービスの提供 3</p> <p>規則 サービスの提供 4</p> <p>規則 サービスの提供 1</p> <p>規則 サービスの提供 1</p> <p>○ 規則 サービスの提供 6</p> <p>○ 鳥取県食品衛生条例施行規則 第15条</p> |
| 7 調理の外部搬入、外部委託 | <p>○ 満3歳以上の園児に対する食事の提供を、園外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているか。</li> <li>・園児に対する食事の責任が当該園にあるか。</li> <li>・調理業務の受託者との契約において、当該園の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。</li> <li>・調理業務の受託者は、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、業務を適切に遂行できる能力を有しているか。</li> <li>・食事の内容、量及び回数について適切に対応しているか。</li> </ul> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>                                     | <p>規則 サービスの提供 2</p> <p>規則 設備 5</p> <p>規則 サービスの提供 2 (1)</p> <p>規則 サービスの提供 2 (1)</p> <p>規則 サービスの提供 2 (2)</p> <p>規則 サービスの提供 2 (3)</p>                    |
| 8 健康診断         | <p>○ 8時間程度利用児にあつては年2回以上の定期健康診断、それ以外の園児にあつては年1回以上の定期健康診断を行っているか。</p> <p>○ 健康診断は、6月30日までに実施しているか。</p>  | <p>○</p> <p>○</p>   | <p>規則 サービスの提供 8</p> <p>学校保健安全法施行規則 第5条</p>  |
| 9 内部規程         | <p>○ 以下の園の運営についての重要事項に関する規程が定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の目的及び運営の方針</li> <li>・提供する教育及び保育の内容</li> <li>・職員の職種、人数及び職務の内容</li> <li>・教育又は保育の提供を行う日及び時間</li> <li>・保護者から受領する費用の種類及び額</li> <li>・園児の区分ごとの利用定員</li> <li>・利用の開始及び終了に関する事項</li> <li>・非常災害その他の緊急時における対応方法</li> <li>・虐待の防止に関する措置</li> </ul>  | <p>○</p>  | <p>条例 サービスの提供 7</p>   |

|               |  |   |  |
|---------------|--|---|--|
| 10 備える必要のある帳簿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存しているか。</li> </ul>   | ○ | 条例 記録の作成及び保存   |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園において備えなければならない表簿は整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に関係のある法令</li> <li>・ 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</li> <li>・ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</li> <li>・ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</li> <li>・ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</li> <li>・ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</li> <li>・ 往復文書処理簿</li> </ul> </li> </ul>   | ○ | 学校教育法施行規則 第28条   |
| 11 秘密保持       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の帳簿及び記録は、それぞれに定める期間保存されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算書類 30年間</li> <li>・ 園児の学籍に関する記録 20年間</li> <li>・ 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</li> <li>・ 上記以外の帳簿及び記録 5年間</li> </ul> </li> </ul>   | ○ | 規則 記録の作成及び保存   |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</li> <li>○ 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。</li> </ul>   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例 事故等への対応 1</li> <li>個人情報保護法 第20条</li> </ul>                         |
| 12 苦情への対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。</li> </ul>  | ○ | 条例 事故等への対応 2   |
| 13 設備の基準      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の設備を有しているか。（認可時から変更されていないか。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員室</li> <li>・ 乳児室又はほふく室（満2歳未満の園児が入所する場合に限る。）</li> <li>・ 保育室又は遊戯室</li> <li>・ 保健室（特別な事情がある場合は、職員室と兼用可）</li> <li>・ 調理室</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 屋外遊戯場</li> <li>・ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ul> </li> </ul>   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例 設備 1</li> <li>幼稚園設置基準 第9条</li> <li>幼稚園設置基準 第9条</li> </ul>          |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別しているか。</li> <li>○ 乳児室の面積は、乳児又はほふくできない満2歳に満たない園児1人につき1.65平方メートル以上あるか。</li> <li>○ ほふく室の面積は、乳児又はほふくする（立ち歩きはじめ含む）満2歳に満たない園児1人につき3.3平方メートル以上あるか。</li> <li>○ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上あるか。</li> <li>○ 屋外遊戯場の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上あるか。</li> <li>(1) 満3歳以上の園児 <ul style="list-style-type: none"> <li>学級数 面積（平方メートル）</li> <li>2以下 330+30×（学級数-1）</li> <li>3以上 400+80×（学級数-3）</li> </ul> </li> <li>(2) 満2歳の園児 <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき3.3平方メートル</li> </ul> </li> </ul> | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例 設備 5</li> <li>条例 設備 5</li> <li>条例 設備 4</li> <li>条例 設備 7</li> </ul> |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園舎の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上ある</li> <li>(1) 満3歳以上の園児 <ul style="list-style-type: none"> <li>学級数 面積（平方メートル）</li> <li>1 180</li> <li>2以上 320+100×（学級数-2）</li> </ul> </li> <li>(2) 満2歳の園児 <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき1.98平方メートル</li> </ul> </li> <li>(3) 満2歳未満の園児 <ul style="list-style-type: none"> <li>ほふくしない満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートルを合計した面積</li> </ul> </li> </ul>   | ○ | 条例 設備 6  |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級数及び園児数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具が備えてあるか。</li> <li>○ 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼稚園型認定こども園であることが掲示されているか。</li> <li>○ 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な施設を備えているか。</li> </ul>  | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>規則 設備 7</li> <li>規則 設備 8</li> <li>幼稚園設置基準 第8条</li> </ul>              |

|             |   |   |   |  |
|-------------|---|---|---|--|
|             | <p>○ 園長、教育又は保育に従事する職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する施設の場合は調理員を置かないことができる。)</p> <p>○ 教育又は保育に従事する職員の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上となっているか。</p> <p>○ 早朝、夕刻時間帯に教育又は保育に従事する職員(有資格者)が1名しかいない時間帯はないか。(教育保育従事者2人を下ることはできない。)</p> <p>○ 乳児が入所している場合は、保健師、看護師又は准看護師を配置しているか(努力義務)。</p> <p>○ 入所している園児の処遇や子育て支援事業の充実を図るために、基準を上回る教育又は保育に従事する職員を配置しているか。(努力義務)</p> | ○ | ○ | <p>条例 職員配置 1<br/>規則 職員配置 4</p> <p>条例 職員配置 3</p> <p>条例 職員配置 3</p> <p>一 条例 職員配置 2</p> <p>一 条例 職員配置 4</p> |
| 14 職員       | <p>※幼稚園型認定こども園の教育又は保育に従事する職員の資格は次のとおり。</p> <p>学級担任(満3歳以上)・・・幼稚園教諭</p> <p>満3歳以上(8時間程度利用)・・・保育士資格(幼稚園資格を有する者の場合は2年以上の実務経験を有しており保育士資格取得予定でも可)</p> <p>満3歳未満・・・保育士資格</p> <p>※職員の配置基準の特例を適用している場合</p> <p>○ 必要な配置義務職員が1人となるときは、当該職員に加えて、子育て支援員等の配置がなされているか。</p> <p>○ 幼稚園教諭等または子育て支援員等を配置義務職員とみなしている場合において、配置義務職員の数が年齢別配置基準により算定される数の3分の2以上となっているか。</p> <p>○ 保育の質を確保するための研修を受講しているか。</p>  | ○ | ○ | <p>条例 附則第4～8条</p>  |
| 15 学級編制     | <p>○ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級が編制されているか。</p> <p>○ 学級は、原則として学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制し、1学級の園児数が35人以下であるか。</p>  | ○ | ○ | <p>条例 学級の編制 1</p> <p>条例 学級の編制 2</p>  |
| 16 教育・保育時間  | <p>○ 教育時間は1日4時間を標準(年間の教育週数は、39週を下回らないこと)とし、園児の心身の発達程度、季節等を考慮し設定されているか。</p> <p>○ 保育時間(教育時間を含む)は、1日8時間以上を原則とし、保護者の労働時間やその他家族の状況等を考慮し設定されているか。</p>   | ○ | ○ | <p>条例 サービスの提供 5</p> <p>条例 サービスの提供 6</p>  |
| 17 教育の内容    | <p>○ 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に準じているか。</p>   | ○ | ○ | <p>規則 サービスの提供 9</p>  |
| 18 保護者等との連携 | <p>○ 園児の保護者と常時密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解と協力を得ているか。</p>   | ○ | ○ | <p>規則 サービスの提供 11</p>   |
| 19 情報提供     | <p>○ 保護者及び地域住民の適切な判断に資するよう、情報提供を行っているか。</p> <p>○ 情報開示の規程を設ける等必要な措置を講じているか。</p>  | ○ | ○ | <p>条例 サービスの提供 11</p>   |
| 20 評価及び公表   | <p>○ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果を保護者に周知しているか。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表しているか。</p> <p>○ 評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講じているか。</p>   | ○ | ○ | <p>条例 サービスの提供 9</p>  |
| 21 障がい児保育   | <p>○ 障がいのある園児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施しているか。</p>  | ○ | ○ | <p>条例 サービスの提供 10</p>   |
| 20 アレルギー対応  | <p>○ アレルギー疾患を有する園児については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表等を活用しながら学校生活を安心・安全なものにするための取組を図っているか。</p>   | ○ | ○ | <p>学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの改訂について(令和2年4月30日付文科省事務連絡)</p>  |
| 22 暴力団等との関係 | <p>○ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。</p>   | ○ | ○ | <p>条例 サービスの提供 13</p>   |

※鳥取市(中核市)内の幼稚園型認定こども園については、別紙1で調査するものとする。